

# 令和6年度地域の魅力発信「暮らしのフィールドワーク」企画・実施事業 委託仕様書

## 1 目的

就職活動をスタートする前の中予管内の大学生に対し、地域の魅力を知る体験・交流機会としてフィールドワークを開催し、県内で就職し、充実した暮らしを送ることができるというイメージを持たせることにより、県内就職を促進し、若者の県内定着を図る。

## 2 委託事業名

令和6年度地域の魅力発信「暮らしのフィールドワーク」企画・実施事業

## 3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

## 4 事業内容

1の目的を達成するため、次に掲げる事業を効果的に実施すること。

### (1) 地域の魅力発信「暮らしのフィールドワーク」(以下、「フィールドワーク」という。)の計画

愛媛県が組織する「大学生企画運営チーム・ライフチーム県内大学生(約10名)及び中予地方局若手職員(約10名。以下、「局若手職員」という。)で構成する。(以下、「チーム」という。))を運営し、次のとおり下記(2)で実施する事業の計画を作成する。

#### ①フィールドワーク開催要件

##### ア 実施箇所及び回数

- ・中予管内6市町及び東予・南予管内各1市町(県が委託契約後指定)の計8市町(以下、「開催市町」という。)各1回

##### イ 開催テーマ及び受け入れ先

- ・愛媛県が委託契約後指定(チームによる令和5年度検討結果)
- ・受け入れ先は、開催市町の地域づくり団体、事業者等を想定

##### ウ 参加者

- ・大学生(チームメンバー含む。(以下、「参加者」という。))各回15名程度

##### エ K P I

- ・ジョブカフェ愛work新規登録者60名(令和6年度計)
- ・参加者の県内への就職活動者数105名(令和5～7年度累計)

※次年度以降、参加者に愛媛県が追跡アンケートを実施

②チーム運営は、チーム構成員の主体的な参加及び大学生構成員の承認欲求を満たし、チームへの帰属意識の醸成に必要なファシリテートを行うとともに、対面のほか、オンラインツールを効果的に活用するなど、チーム構成員の負担軽減を考慮した活動とすること。

③必要に応じて愛媛県との連携の下、チームとともに、開催市町や受け入れ先等から情報収集するとともに、協議、現地調査等を行うこと。

④大学1～2回生の現状、意識、意欲、ニーズに対応した、参加者確保及びK P Iの達成、参加者を通じた他の大学生への波及が期待できる計画とし、開催に要する各種資

料(開催要領、募集要領、参加者募集資料・ツール等)を作成すること。

- ⑤フィールドワーク開催後は、チームとともに実績・成果を取りまとめ、これを踏まえた令和7年度における、より効果的なフィールドワークの方針を提案すること。
- ⑥運営に必要な経費は、受託者の負担とする。

## (2) 地域の魅力発信「暮らしのフィールドワーク」の実施

上記(1)の計画に基づき、次のとおりフィールドワークを実施すること。

- ①参加者の承認欲求を満たし、開催市町への愛着を醸成する運営とすること。
- ②愛媛県が実施する参加者募集に協力すること。
- ③フィールドワークは、局若手職員との協働により運営することとし、実施にあたり、参加者受入手配及び送迎など、円滑な実施に必要な各種準備・運営等を行うこと。
- ④C o - e プロジェクトインスタグラムのエンゲージメント数向上や、参加者による積極的な情報発信など、他の大学生への波及を図るとともに、ジョブカフェ愛w o r k の登録に導く運営を行うこと。
  - ※「C o - e プロジェクト」とは、愛媛県が実施している『「豊かな中予暮らし」体験・交流事業』全体の愛称のこと。
  - ※同プロジェクトの効果的なPRのため、公式インスタグラムアカウント「co\_e\_pro」を開設。
- ⑤フィールドワーク実施時または実施後に、参加者にアンケート調査等を実施するなど、上記(1)⑤に必要な情報を収集し、取りまとめること。
- ⑥実施に必要な経費は、受託者の負担とする。

## 5 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な事業内容について、愛媛県と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して愛媛県に提出すること。
- (2) 委託事業完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、愛媛県の検査を受けること。
- (3) 愛媛県は、必要がある場合は、受託者に対して委託事業の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (4) 愛媛県は、事業実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

## 6 再委託の可否

受託者は、事業の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、委託契約書に基づき再委託先ごとの事業内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、愛媛県の承諾を得なければならない。

## 7 成果の帰属及び秘密保持

### (1) 成果の帰属

受託者が本事業で得られた成果(制作物の著作権及び使用权)は、原則として、愛

媛県に帰属する。

## (2) 秘密保持

- ①本事業に関し、受託者から愛媛県に提出された計画書等は、本事業以外の目的で使用しない。
- ②本事業に関し、受託者が愛媛県から受領又は閲覧した資料等は、愛媛県のご了解なく公表又は使用してはならない。
- ③受託者は、本事業で知り得た事業上の秘密を保持しなければならない。

## 8 個人情報の保護

個人情報の保護については、愛媛県個人情報保護条例(平成13年10月16日愛媛県条例41号)に準じて取り扱うこととし、受託者は本事業(再委託した場合を含む。)を履行する上で、個人情報を扱う場合は愛媛県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

なお、疑義がある場合は愛媛県に協議するものとし、受託事業の従事者が個人情報の漏えい等を行った場合には、愛媛県個人情報保護条例の規定に基づき処罰される場合がある。

## 9 その他

- (1) 本事業に関する具体的な内容は、契約締結後、受託者の提案内容に基づき打ち合わせを行い、愛媛県と受託者双方合意の上、決定する。
- (2) 事業の実施にあたっては、愛媛県と受託者双方が協議を重ねながら実施するものである。
- (3) 上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本事業に含まれるものとする。